

## 特定個人情報の取り扱いに関する覚書

株式会社（以下「甲」という）と株式会社アイアールシー（以下「乙」という）とは、特定個人情報の取扱いについて、以下のとおり覚書を締結する。

### 第1条（特定個人情報の定義）

本覚書における特定個人情報とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定めるマイナンバー（個人番号）を含む個人情報をいう。

### 第2条（特定個人情報の取り扱い）

乙は、甲に係る従業員の特定個人情報を以下の目的においてのみ利用することができる。

- (1) 健康保険・厚生年金保険関係届出事務
- (2) 雇用保険関係届出事務
- (3) 労働者災害補償保険関係届出事務
- (4) 国民年金第三号被保険者関係届出事務
- (5) 給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務

### 第3条（再委託）

乙は、甲に許諾を得た場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

### 第4条（持出しの禁止）

乙は、甲に係る従業員の特定個人情報を第2条（1）から（5）に定める目的以外によって乙の施設外に持ち出すことはできない。

### 第5条（加工および改変の禁止）

乙は、甲に係る従業員の特定個人情報を加工または改変をしてはならない。

### 第6条（従事者教育）

1. 乙は、乙の従事者に対して特定個人情報の取扱いについての教育を1年に1回以上は実施しなければならない。
2. 前項において、甲は乙に対してその教育を実施したことを証明する文書の提出を求められることがある。

### 第7条（秘密保持業務）

乙は、甲に係る従業員の特定個人情報について、第三者に無断で知らしめることをしてはならない。

#### 第8条（委託契約終了後の情報の返還・消去）

1. 本契約が終了したとき、または甲からの要求を受けたとき、乙は本業務に関連して甲から提供された書類、図面、各種情報などの一切の情報およびその複写・複製等のすべてを速やかに甲へ返還するものとする。
2. 乙は委託契約終了にあたって、パソコンその他ネットワーク上における情報は速やかに消去しなければならない。この場合、乙は甲に対し、「消去証明書」を送付しなければならない。

#### 第9条（事故時の報告義務及び責任分担）

乙は、乙において個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従い直ちに応急措置を講ずるものとする。なお、当該措置を講じた後、直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

#### 第10条（損害賠償）

乙に重過失があり甲に賠償する場合、本サービス1カ月分の月額料金を限度とし賠償する責任を負う。その具体的内容は甲乙の協議によって決定するものとする。

#### 第11条（協議事項）

本覚書に定めない事項および本覚書の解釈について疑義を生じた場合は、甲乙間で協議のうえ解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、乙甲記名押印のうえ1通を作成し、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

2015年 9月 日

(甲)

(乙) 神奈川県川崎市高津区久本 3-3-2  
溝ノ口第一生命ビル 3F  
株式会社アイアールシー  
代表取締役 茂野光將